

若者や女性の雇用の場となるオフィス企業の更なる誘致促進のため、利用ニーズの高い「改修費補助」の補助率と上限額を大幅に引き上げ、「栃木県女性活躍オフィス立地・拡大補助金」（以下「県制度」という。）との併用を可能とするなど、支援制度を拡充しました！！



市ホームページ

○ 制度拡充のポイント

・ 改修費補助の拡充

「改修費補助」拡充！

補助率：1/10以内 → 都市機能誘導区域：1/2以内 市街化区域：1/3以内
 上限額：100万円 → 500万円（新規立地の場合）

・ 「賃借料補助」と「雇用補助」については県制度（対象業種：情報通信業、専門・技術サービス業）と併用することで、手厚い支援が受けられます。

補助内容

補助メニュー	内容
改修費補助	○新規立地 市街化区域 【補助率】1/3以内【上限額】500万円 都市機能誘導区域【補助率】1/2以内【上限額】500万円 ▶ 増設・市内拡大移転の場合は上限額100万円となります。
賃借料補助 (県制度あり)	○市街化区域 【補助率】1/3以内【上限額】3年間で250万円 ○都市機能誘導区域【補助率】1/2以内【上限額】3年間で250万円 ▶ 県制度の交付を受けた事業者は、県制度の期間（2年間）終了後1年間に市制度にて支援します。（県交付額を含め上限600万円）
シェアオフィス等 使用料補助	【補助率】1/2以内【上限額】3年間で90万円
税額補助	○都市機能誘導区域【補助率】1/2以内【上限額】100万円(3年間の総額) ※法人市民税の法人税割が対象
雇用補助 (県制度あり)	【補助額】10万円/人【加算額】・新卒10万円 ・女性10万円 【上限額】2,000万円 ▶ 県制度の交付を受けた事業者は、県制度の補助対象者（女性新規雇用者）を除いた新規雇用等を市にて支援します。

※都市機能誘導区域：都市拠点エリア、ライトライン停留場周辺エリア、駅周辺エリア など

対象企業

従業員・雇用

✓ 新・増設したオフィスで常時使用する従業員が①，②のいずれかに該当

① オフィスを単独で立地する場合：6名以上 ※シェアオフィス等の場合は3名以上

② オフィスを工場等と併設して立地する場合：21名以上

✓ 新・増設したオフィスで市内の新規従業員等を1名以上雇用

✓ 新・増設したオフィスでの女性事務職の割合が2割以上

※シェアオフィス等の場合は要件なし

対象業種

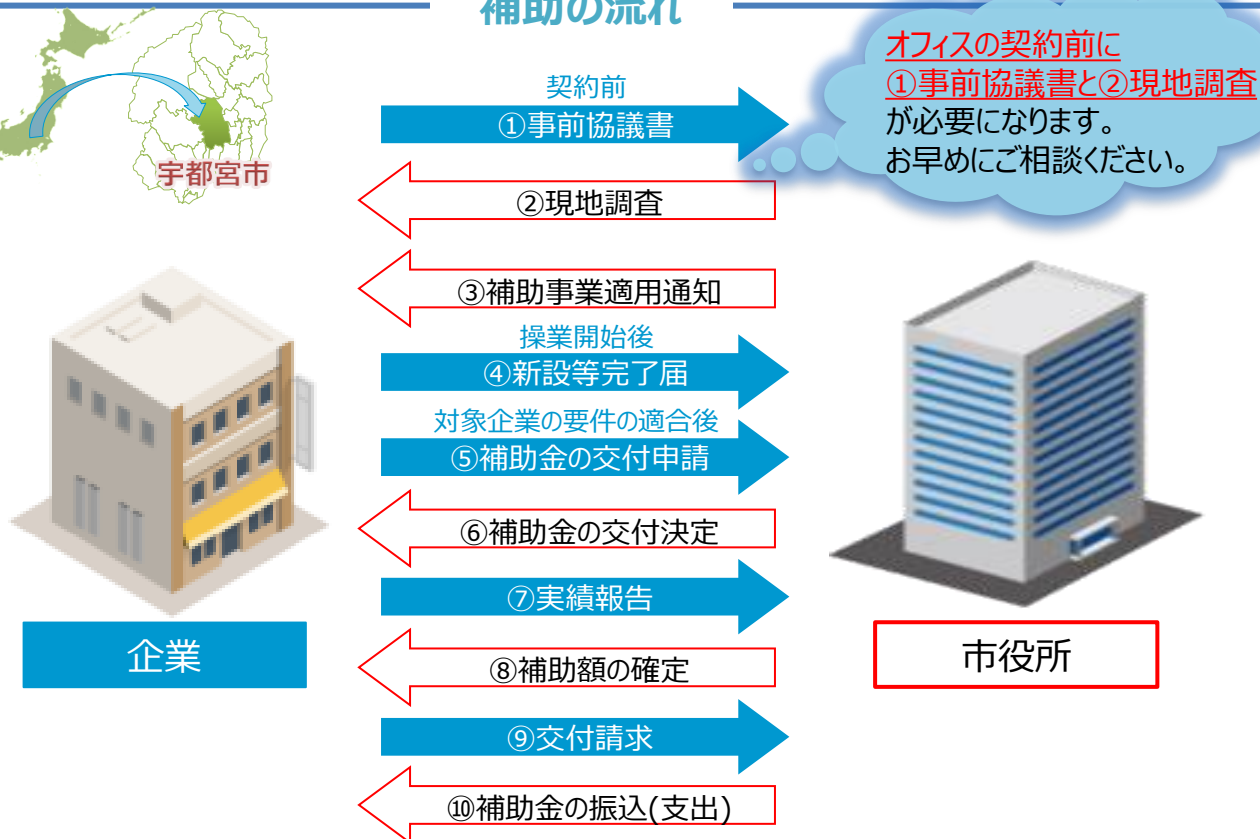
「日本標準産業分類」における次の大分類に該当する業種

建設業，製造業，電気・ガス・熱供給業，情報通信業，運輸業，卸売業，
金融業，保険業，不動産・物品賃貸業，学術研究，専門・技術サービス業，
教育・学習支援業，サービス業（ほかに分類されないもの）

及び上記に該当する業種の管理，補助的経済活動を行う事業所

※ 一部対象とならない業種がございますので，詳細はお問い合わせください。

補助の流れ



注意事項

- ！ 「③補助事業適用通知書」から原則4か月以内に操業を開始いただく必要があります。
- ！ 市内の新規従業員等の雇用は「②補助事業適用通知書」から起算します。
- ！ 対象企業の要件を全て満たしてから「⑤補助金の交付申請」が可能になります。
- ！ 「⑥補助金の交付決定」から5年以上操業いただく必要があります。（シェアオフィスを除く）
- ！ 賃貸借契約の相手方と親会社・子会社の関係がある場合は賃借料補助の対象とはなりません。
- ！ 令和6年1月1日以降に交付申請された方が対象となります。

【問い合わせ先】

○県制度について 栃木県 産業労働観光部 産業政策課

〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田1丁目1番20号

☎：028-623-3202 FAX：028-623-3167

E-mail :kogyodanchi@pref.tochigi.lg.jp

○市制度について 宇都宮市 経済部 産業政策課 経済戦略グループ

〒320-8540 栃木県宇都宮市旭1丁目1番5号

☎：028-632-2442 FAX：028-632-2447

E-mail :u2305@city.utsunomiya.tochigi.jp

